

第6章

文化財保存活用区域 に関する事項

1. 計画の進め方と区域の設定

(1) 計画の進め方

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」では、本市の歴史文化資源の保存・活用の将来像を設定しました。ここで示したように、地域の個性である歴史文化の特徴を確実に後世に伝えていくため、まずは地域単位で計画を進めていくこととします。

本計画の計画期間である第1期では、地域単位で「まもる」・「いかす」・「つながる」に関する措置に取り組み、モデルケースを確立します。第2期以降では、第1期で確立したモデルケースを手本や参考事例として、他地域でも措置を効果的に進めていきます。モデルケースを適用しながら計画対象を市内全域に広げていき、将来的には市内全域が「まもる」・「いかす」・「つながる」の全ての面で「一つにつながる」ことを目指します。

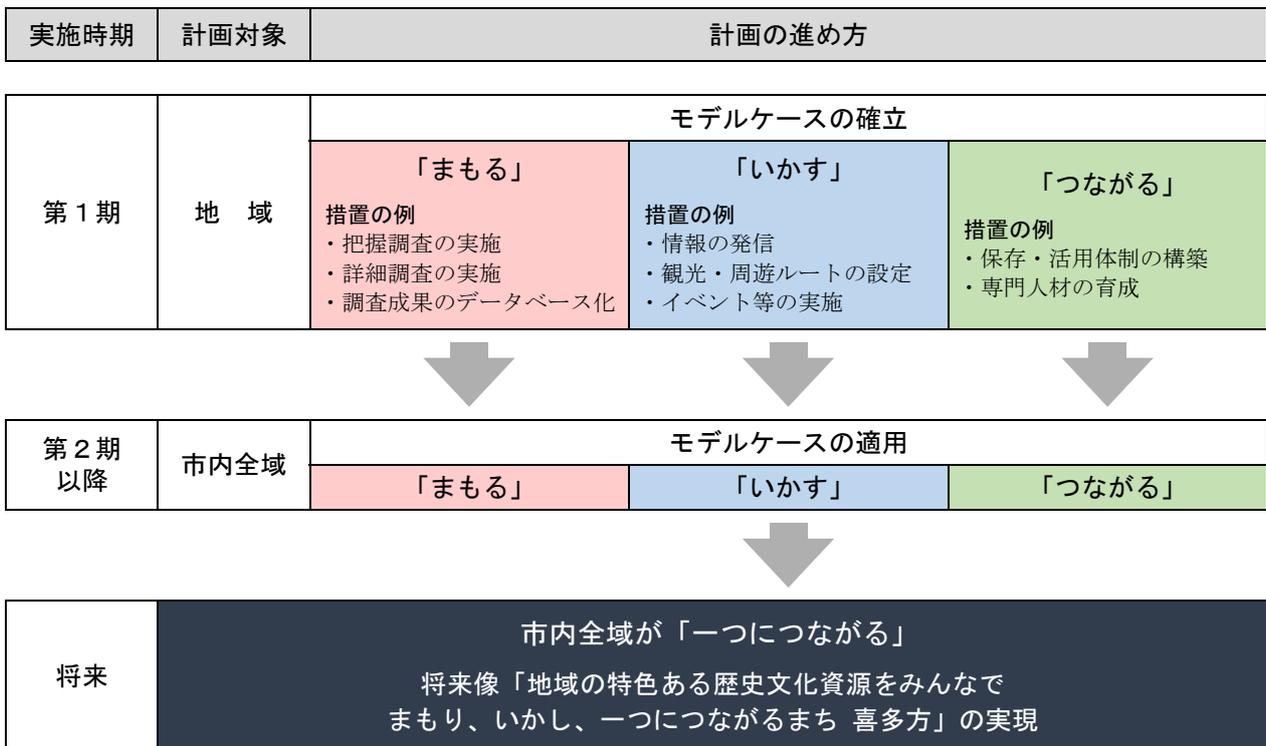


図 6-1：本計画の進め方

(2) 文化財保存活用区域の設定

文化財保存活用区域とは、文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境を含めて面的に保存・活用するために設定する、文化庁が定義する計画区域のことです。この定義を踏まえ、本市では、「歴史文化資源を対象に『まもる』・『いかす』・『つながる』の措置を先行して実施し、市内他地域の手本や参考となるモデルケースを確立する地域」として、第1期で文化財保存活用区域を設定します。

第1期の文化財保存活用区域は、より多くの歴史文化資源に関して、それらを効果的・優先的に「まもる」取組、観光や各種まちづくりへ積極的に「いかす」取組、市民が体系的に協働する「つながる」取組を先行して進め、その効果を市内全域へ広げていくため、以下の視点を考慮して設定します。

表 6-1：第1期における喜多方市の文化財保存活用区域設定条件

<p>「まもる」視点：歴史文化資源の保存を効果的・優先的に進めることができる区域を設定</p> <p>1) 指定等文化財をはじめとした、本市の歴史文化の特徴を示す主な歴史文化資源が集中して所在している地域を抽出します。</p> <p>2) 個別の文化財に係る計画等が策定されており、迅速な保存・活用の取組への着手が望まれる歴史文化資源を含む地域を抽出します。</p>	
<p>「いかす」視点：歴史文化資源を観光やまちづくりへ積極的に活用することができる区域を設定</p> <p>3) 歴史文化資源の保存・活用を推進するための主要な展示施設・観光施設が所在している地域を抽出します。</p> <p>4) 歴史や文化に関連するまちづくりの計画区域や自然公園が定められており、それらとの連動や相乗効果により、地域の活性化が期待される地域を抽出します。</p>	
<p>「つながる」視点：歴史文化資源の保存・活用を協働して進める意識が高い区域を設定</p> <p>5) 関係団体等の歴史文化資源の保存・活用の取組の実施主体が位置しており、地域に根差し、市全体の見本となり得る活動が盛んに行われている地域を抽出します。</p>	

これらの視点から、以下の6区域を本市の文化財保存活用区域として設定します。

表 6-2：喜多方市の文化財保存活用区域

地 域	文化財保存活用区域
喜多方地域	① 蔵建ち並ぶ町並み区域 ー小荒井×小田付地区ー
塩川地域	② 古代・中世に栄えた要衝区域 ー慶徳・塩川西部地区ー
	③ 水運で賑わった河川と雄国山麓区域 ー塩川東部・熊倉地区ー
熱塩加納地域	④ 北境へ延びる街道区域 ー松山・上三宮・岩月・熱塩加納地区ー
山都地域	⑤ 山岳信仰が息づく大河の合流区域 ー山都地区ー
高郷地域	⑥ 太古の地層が広がる文化交流の大動脈区域 ー高郷地区ー

また、第2期以降は、計画の見直しに合わせ、措置の進捗状況等を踏まえて、区域の追加や縮小、分割等を検討します。

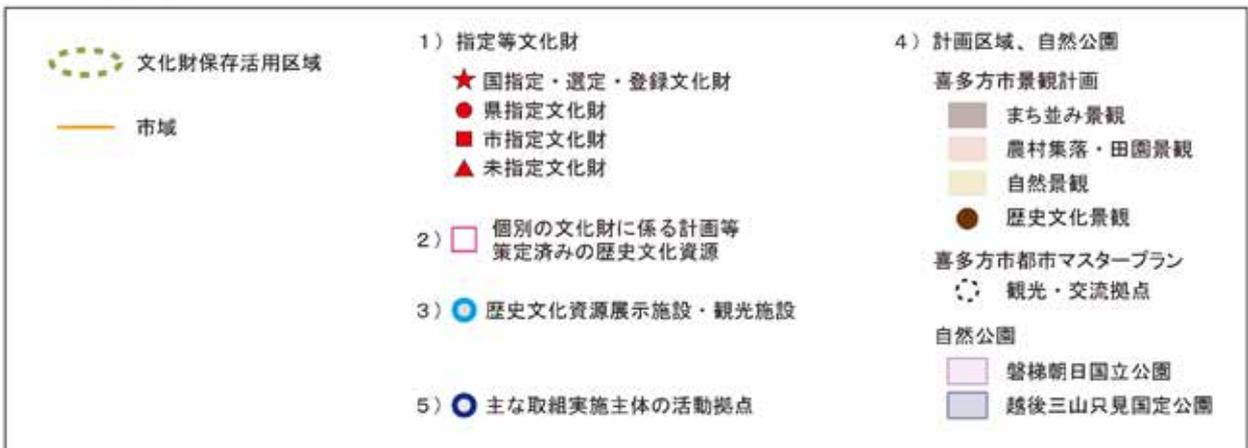
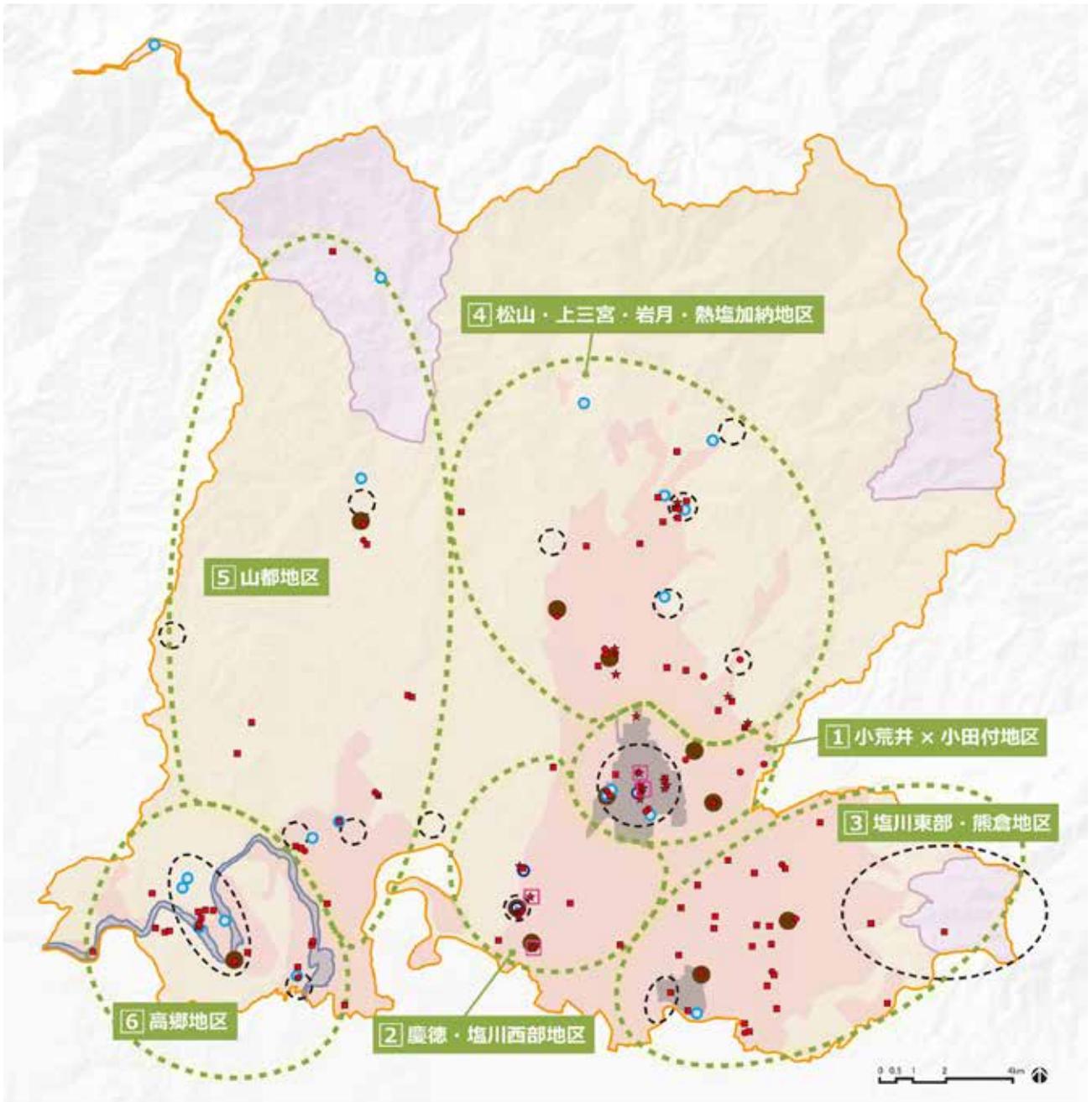


図 6-2 : 喜多方市の文化財保存活用区域位置図

2. 文化財保存活用区域

1 蔵建ち並ぶ町並み区域—小荒井×小田付地区—

(1) 概要

会津盆地北部の山地から南流する河川によって形成された扇状地性低地に位置しており、近世まで本市の呼び名であった「北方」の中心部として発展してきた区域です。

①歴史的経緯：戦国時代から蔵の町並みが小荒井・小田付に形成されてきた区域

戦国時代、蘆名氏によって越後裏街道沿いの小荒井・小田付の町割りが行われ、市が立てられると、商人・職人たちによって周辺農山村と結び付いた都市空間である在郷町が形成されていきました。扇状地を伏流する良質な水に恵まれた米づくり、それらを背景とした酒・味噌・醤油の醸造業や、周辺の山地から原料を得ての漆器業等、自然環境をいかした産業が行われ、商業の発展とともに様々な用途を持つ蔵の町並みが生まれました。また、小荒井や小田付を中心に、市や祭り等の民俗行事が活発に行われました。



写真 6-1：小田付伝統的建造物群保存地区

戦国時代、蘆名氏によって越後裏街道沿いの小荒井・小田付の町割りが行われ、市が立てられると、商人・職人たちによって周辺農山村と結び付いた都市空間である在郷町が形成されていきました。扇状地を伏流する良質な水に恵まれた米づくり、それらを背景とした酒・味噌・醤油の醸造業や、周辺の山地から原料を得ての漆器業等、自然環境をいかした産業が行われ、商業の発展とともに様々な用途を持つ蔵の町並みが生まれました。また、小荒井や小田付を中心に、市や祭り等の民俗行事が活発に行われました。

②現況：地域協議会等の活動で蔵の町並みが保全され、市内で最も観光客で賑わう区域

市中心域で旧甲斐家蔵住宅のある小荒井地区や小田付伝統的建造物群保存地区等、歴史的な町並みが良好に残っています。一帯は「喜多方市都市マスタープラン」で位置付けられた観光・交流拠点や本市のシンボルとなる重点地区として、蔵や商家の町並みを守り、いかした都市型観光の拠点形成が目指されており、「小田付まちづくり協議会」等が積極的に活動しています。時に拮抗・結託する等して切磋琢磨してきた小荒井・小田付は、会津北方地域の中核としての位置付けは変わっておらず、国道459号やJR磐越西線が区域を横断する市内や隣接県へのアクセスの要として、市内で最も観光客で賑わう区域です。醸造業や漆器業も名産となっています。良質な水を利用して作られ、醤油・味噌醸造とも関わりの深い喜多方ラーメンは日本三大ラーメンの一つといわれており、多数の店舗が集中し、多くの観光客が訪れています。

(2) 歴史文化資源

図中番号	名称	文化財の体系図に基づく分類	指定等	主に示す歴史文化の特徴
1	日中線跡サイクリングロード	有形文化財 (建造物)	未指定 (近代化産業遺産)	1 会津盆地“キタカタ”の出入口
2	下柴の彼岸獅子	民俗文化財 (無形)	県指定	1 会津盆地“キタカタ”の出入口 3 会津“北方”の信仰とくらし

図中 番号	名 称	文化財の体系図 に基づく分類	指 定 等	主に示す歴史 文化の特徴			
3	旧手代木家住宅	有形文化財 (建造物)	県指定	2 商いのまち “喜多方”			
4	旧外島家住宅						
5	岩代国耶麻郡小田付村絵図	有形文化財 (歴史資料)	市指定				
6	旧甲斐家住宅座敷蔵 旧甲斐家住宅店蔵 旧甲斐家住宅醤油蔵 旧甲斐家住宅主屋 旧甲斐家住宅味噌蔵及び麴蔵 旧甲斐家住宅稲荷社 旧甲斐家住宅表門 旧甲斐家住宅裏門 旧甲斐家住宅東塀及び北塀 旧甲斐家住宅南塀 甲斐本家煉瓦煙突	有形文化財 (建造物)	国登録				
	7				若喜商店店舗 若喜商店煉瓦蔵 若喜商店座敷蔵 若喜商店醸造場 若喜商店作業蔵		
					8	島慶園店舗蔵	
					9	上野家住宅主屋 上野家住宅味噌蔵 上野家住宅旧穀蔵 上野家住宅煉瓦蔵 上野家住宅調度蔵 上野家住宅離屋 上野家住宅煉瓦塀	
						10	冠木商店主屋及び座敷蔵 冠木商店質蔵 冠木商店南の蔵
							11
	12					旧山時呉服店家財蔵	
	13					矢部家住宅座敷蔵 矢部家住宅一号蔵 矢部家住宅綿蔵	
					14	井上合名会社座敷蔵 井上合名会社店舗蔵 井上合名会社醸造蔵	
	15					松本屋店舗蔵 松本屋文庫蔵 松本屋家財蔵	
16			大和川酒造煉瓦煙突		未指定（近代化産業遺産）		
17	喜多の華酒造煉瓦煙突						

図中 番号	名 称	文化財の体系図 に基づく分類	指 定 等	主に示す歴史 文化の特徴
18	吉の川酒造煉瓦煙突	有形文化財 (建造物)	未指定 (近代化産業遺産)	2 商いのまち “喜多方”
19	煉瓦米蔵			
20	金田洋品店			
21	会津の初市の習俗	民俗文化財(無形)	国選択	
22	旧甲斐家庭園	記念物(名勝地)	県指定	
23	小田付伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群	国選定	
24	会津の染型紙と関係資料	民俗文化財(有形)	県指定	2 商いのまち “喜多方”
25	喜多方ラーメン	民俗文化財(無形)	未指定 (100年フード)	3 会津“北方” の信仰とくらし
26	勝福寺観音堂	有形文化財(建造物)	国指定	3 会津“北方” の信仰とくらし
27	木造不動明王立像	有形文化財 (彫刻)	県指定	
28	木造毘沙門天立像 (勝福寺)			
29	銅造聖観音菩薩立像			
30	銅鐘 (勝福寺)	有形文化財(工芸品)		
31	松野千光寺経塚出土品	有形文化財 (考古資料)		
32	会津三十三観音 第6番札所 勝観音	有形文化財 (建造物)	未指定 (日本遺産)	
33	菅井の供養碑	民俗文化財(有形)	市指定	
34	糠塚古墳群	記念物(遺跡)	県指定	
35	押切川公園イトヨ生息地	記念物(動物)	市指定	

※名称がゴシック体のものは、第1期での措置の対象を表します。

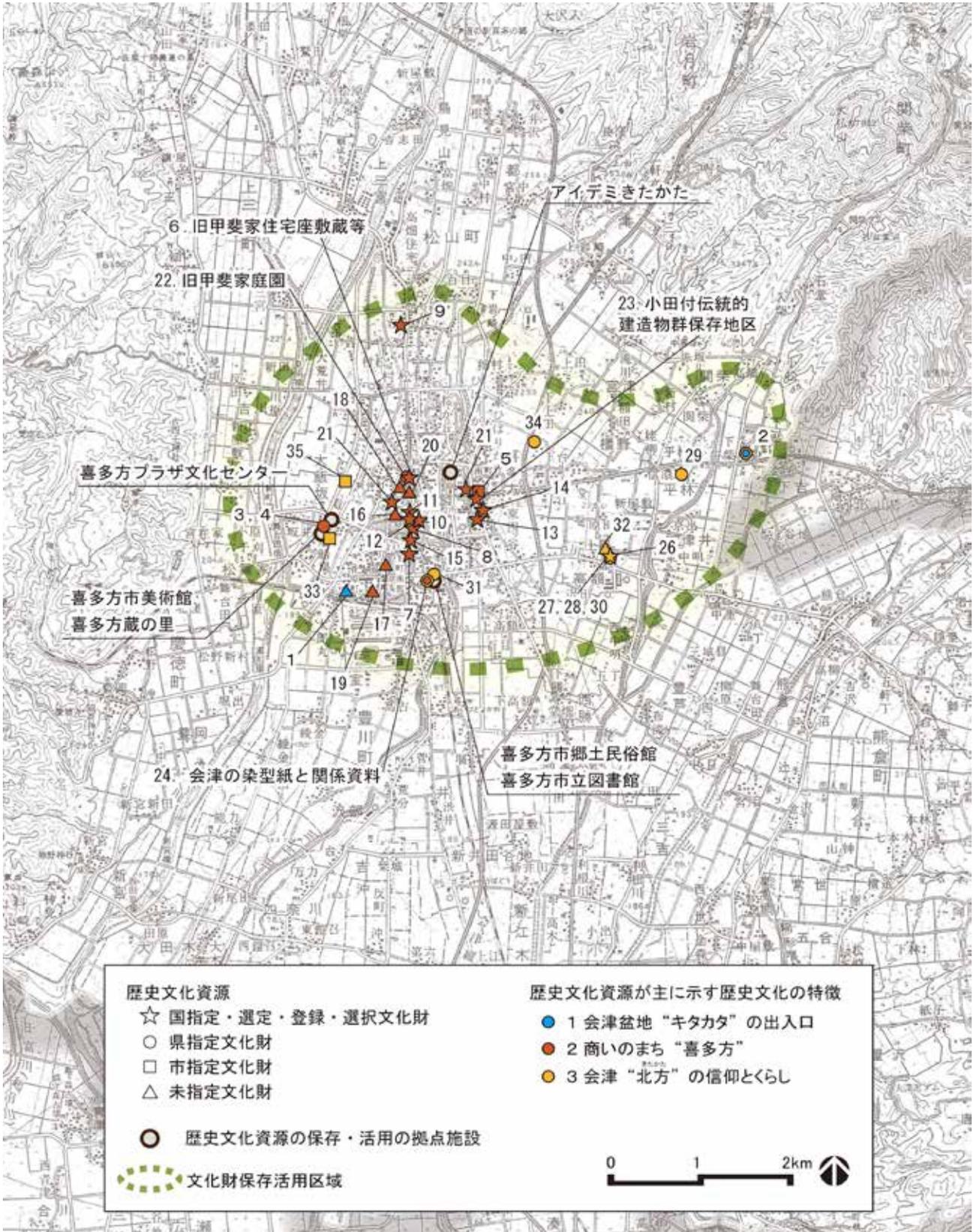


図 6-3 : 1蔵建ち並ぶ町並み区域の歴史文化資源及び拠点施設位置図

(3) 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

本区域では、歴史的に形成されてきた蔵の町並みの保存整備の遅れや情報発信の不足、保全に関わる地域協議会等の連携の不足等が課題となっています。

①「まもる」に関する課題

- 1) 会津の染型紙と関係資料は、染型紙の優れたデザインが研究対象や普及啓発の素材として有用であると考えられ、実際に一部では商品開発等が進められていますが、より効果的な活用を促進していくためのデータの整理が進んでいません。
- 2) 小田付伝統的建造物群保存地区では、令和元年度（2019）に保存（修理・修景）事業を開始して以降、年平均5件程度ずつ実施していますが、補助対象であり所有者も要望している事業待機物件数が30件を超えており、予算の確保を含めて計画的かつ継続して事業を実施していく必要があります。
- 3) 喜多方市郷土民俗館には多数の民俗資料等が収蔵されており、小学校の授業等でも利用されていますが、施設が老朽化しており、展示・収蔵場所も不足しています。
- 4) 小田付伝統的建造物群保存地区及び旧甲斐家蔵住宅は、歴史的建造物が残り、観光活用が促進されている場所であるにも関わらず、防災事業が実施されていません。

②「いかす」に関する課題

- 5) 小田付伝統的建造物群保存地区では、保存団体・町内会・市内教育機関・喜多方観光物産協会、会津喜多方商工会議所・建築士会・県や市の関係部局等からなる小田付まちづくり協議会が組織されており、その強みをいかした様々な取組が行われています。そのような体制や取組に関する情報は、ほかの保存団体等にとっても参考になるものだと考えられますが、情報の整理や発信媒体の整備が不足しており、外部への情報発信が十分に行われていません。
- 6) 小田付伝統的建造物群保存地区・旧甲斐家蔵住宅・小荒井地区といった歴史的建造物や町並みは、関連する組織・団体が多岐にわたるため、情報を統合や一元化しての効果的な情報発信が十分に行われていません。
- 7) 会津の染型紙と関係資料の普及啓発のため、体験講座やイベント等の活動が行われていますが、それらに関する情報の整理や発信媒体の整備が不足しており、外部への情報発信が十分に行われていません。
- 8) 小田付伝統的建造物群保存地区は、街なみ環境整備事業で一部区間の無電柱化や側溝及び街路灯の整備を行っていますが、実施範囲が地区の一部にとどまっています。
- 9) 会津の染型紙と関係資料は、普及啓発を行うための関連機関・団体間の連携が不足しています。
- 10) 旧甲斐家蔵住宅は、文化財的価値を維持した観光拠点としての公開・活用が望まれています。が、防災及び防犯対策を含めて未整備です。
- 11) 会津の染型紙と関係資料は、染型紙のデザインを使用した商品開発等が進められているものの、より効果的に普及啓発に活用できると考えられます。
- 12) 小荒井地区は、表通りである「ふれあい通り」が歩行者天国や夏祭り等の各イベントの会場になる等観光面での活用が活発ですが、関係機関・団体がより効果的に連携した取組が実施できると考えられます。
- 13) 小田付伝統的建造物群保存地区の小田付まちづくり協議会は、近年では地域おこし協力隊の活動によって講習会、イベント、ワークショップ等の活用面が推進されていますが、所属組織間では意見交換と情報共有が主であり、所属組織がより効果的に連携した取組が実施できると考えられます。

③「つながる」に関する課題

- 14) 小田付伝統的建造物群保存地区の所属組織がより積極的に連携する体制が構築されていません。
- 15) 会津の染型紙と関係資料をより効果的に保存・活用するための体制が構築されていません。
- 16) 小荒井地区の関連機関・団体がより積極的に連携する体制が構築されていません。

(4) 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」 「1. 将来像」に示された市全体の将来像の実現に向け、本区域では、市内で最も観光客で賑わう区域として、地域の特色である蔵の町並みの保全や整備、観光活用を進めることとし、小田付まちづくり協議会等の人々の「つながり」を作るため、第1期の目標を以下のように定めます。

<1 蔵建ち並ぶ町並み区域の目標>

蔵の町並みを整備し観光活用するための地域協議会等の連携ネットワークづくり

また、本区域の課題を解決していくための方針を以下のように定めます。

①「まもる」に関する区域の方針

- ・ 染型紙のデザインデータの整理・一元化の推進
- ・ 既存の指定等制度による小田付伝統的建造物群保存地区の保護の推進
- ・ 市が所有する民俗資料等の展示・収蔵施設の整備
- ・ 小田付伝統的建造物群保存地区や旧甲斐家蔵住宅の防災・防犯の事業整備及び体制構築

②「いかす」に関する区域の方針

- ・ 歴史的建造物やその関係団体、染型紙の価値・魅力を伝える取組の強化
- ・ 小田付伝統的建造物群保存地区の公開活用の促進と環境整備
- ・ 市内教育機関等との連携による染型紙の学習機会の創出
- ・ 蔵の町並みの観光活用の拠点となる旧甲斐家蔵住宅の整備
- ・ 小田付伝統的建造物群保存地区や小荒井地区、染型紙の活用機会の創出

③「つながる」に関する区域の方針

- ・ 小田付伝統的建造物群保存地区、会津の染型紙と関係資料、小荒井地区の保存・活用の体制構築

(5) 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

第1期に本区域で実施する措置の内容、実施主体、財源、実施時期等は以下のとおりです。

表 6-3 : 「1」蔵建ち並ぶ町並み区域で実施する措置一覧

分類	措置	内容
「まもる」	措置 1-3 既存資料のデータベース化	1) 会津の染型紙と関係資料のデジタルアーカイブ化 会津の染型紙の学術利用の促進やデザインを活用した商品開発に向けて、会津の染型紙と関係資料のデジタルアーカイブ化を進めます。
	措置 2-3 指定等文化財の保存修理	2) 小田付伝統的建造物群保存地区の保存 小田付伝統的建造物群保存地区の保存（修理・修景）事業を今後も計画的に実施します。
	措置 2-13 郷土民俗館等の整備	3) 市内の歴史文化資源を紹介するガイダンス施設・収蔵施設の整備 専門機関等や専門委員会等と連携して、市が所有する民俗資料等の展示・収蔵機能を有し、市内の歴史文化資源や施設等の周遊を促すガイダンス施設の整備を進めます。
	措置 2-14 収蔵場所の確保・整備	
	措置 3-6 防災事業の実施	4) 小田付伝統的建造物群保存地区及び旧甲斐家蔵住宅の防災 小田付伝統的建造物群保存地区及び旧甲斐家蔵住宅では、令和4年度策定予定の防災計画に基づいた、ハード・ソフト両面における防災事業を実施します。消防訓練やパトロール、災害発生時の連絡体制の構築等に取り組み、地区の安全性を高め、文化財としての歴史的な町並みの確実な保存を図るとともに、観光や地域振興にも寄与する魅力的なまちづくりを行います。
	措置 3-9 防災・防犯体制の構築	
「いかす」	措置 4-3 情報の発信	5) 小田付まちづくり協議会の体制に関する情報発信 他の保存団体等のモデルとなる、小田付まちづくり協議会に所属する各組織の役割や体制、取組事例に関する情報発信を行います。
		6) 歴史的建造物や町並みに関する情報発信 小田付まちづくり協議会や観光物産協会、商工会議所、地域おこし協力隊等が連携して、小田付伝統的建造物群保存地区・旧甲斐家蔵住宅・小荒井地区といった歴史的建造物や町並みに関する、市民や観光客に向けた効果的な情報発信を行います。
		7) 会津の染型紙と関係資料に関する情報発信 会津の染型紙と関係資料の普及啓発活動やデジタルアーカイブ化に関する情報発信を行います。
	措置 4-9 環境整備	8) 小田付伝統的建造物群保存地区の街なみ環境整備 小田付伝統的建造物群保存地区の街なみ環境整備事業の対象地区の範囲拡大を図るとともに、修景事業や屋外広告物の撤去・設置、道路の美装化、地区の保存活用計画に基づく周辺環境の整備等、対象事業の拡大を図ります。
	措置 4-10 周辺環境の整備	
	措置 4-13 市関係機関との連携	9) 会津の染型紙と関係資料を普及啓発するための連携 会津の染型紙と関係資料を普及啓発するための体験講座やイベントに際して、地域公民館や教育機関、関係団体、民間事業者等との連携を図ります。
	措置 4-14 市内教育機関との連携	
	措置 5-1 観光活用拠点施設の整備	10) 旧甲斐家蔵住宅の整備 旧甲斐家蔵住宅が建造物整備のモデルとなるよう、保存活用計画に基づき、「その他の条例」（建築基準法第3条第1項第3号）を用いた建築基準法の遡及適用を受けない形での防火・耐震対策を建物ごとに進め、観光拠点として順次公開を行います。
	措置 5-7 イベント等の実施	11) 会津の染型紙と関係資料の普及啓発 会津の染型紙と関係資料の知名度を向上させるため、会津型の柄を使った体験講座やデザインをテーマにしたイベント、商品・プログラム開発等を行います。
		12) 小荒井地区の普及啓発 観光客誘致のため、観光交流課・喜多方観光物産協会・会津喜多方商工会議所といった小荒井地区の関連機関・団体が連携し、まち歩き等の魅力的なイベントや事業を行います。
13) 小田付まちづくり協議会による活用事業の実施 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱の補助対象に「保存団体等の保存活用事業」を加え、小田付まちづくり協議会に様々な組織が所属していることをいかけた事業を実施します。		
「つなげる」	措置 6-1 保存・活用体制の構築	14) 小田付まちづくり協議会の体制構築 小田付まちづくり協議会の所属組織の積極的な連携により、小田付伝統的建造物群保存地区の保存・活用を推進するための体制を構築し、連携のあり方を他の保存団体等のモデルとすることを目指します。
		15) 会津の染型紙と関係資料に関する体制構築 関係機関や教育機関との積極的な連携により、会津の染型紙と関係資料の保存・活用を推進するための体制を構築します。
		16) 小荒井地区に関する体制構築 関連組織・団体間の積極的な連携により、小荒井地区の活用を効果的に推進するための体制を構築します。

※「実施時期」に文言がない措置は、各年度の進め方を計画期間中に検討します。

実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
			R5	R6	R7	R8	R9
市（文化課）	—	デジタル田園都市国家構想交付金、市費					
所有者等、市（文化課）	地域	国費、県費、市費、所有者等負担金	修理・修景	修理・修景	修理・修景	修理・修景	修理・修景
市（文化課）	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	場所・整備内容等の検討	場所・整備内容等の検討			
所有者等、市（文化課、危機管理課）	—	国費、県費、市費、所有者等負担金	実施設計	施工	施工	施工	施工
市（文化課、危機管理課）	所有者等、地域、市防機、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金	体制の検討				
市（文化課、都市整備課、観光交流課）、関係団体	所有者等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課、都市整備課、観光交流課）、関係団体	所有者等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課、都市整備課、観光交流課）、関係団体	所有者等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
所有者等、市（文化課、都市整備課、地域振興課）	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					
所有者等、地域、市（文化課、都市整備課、地域振興課）	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費、所有者等負担金、地域負担金	道路美装化仕様の決定	施工準備	施工		
市（文化課、生涯学習課、中央公民館）、市関機	—	市費、市関機負担金					
市（文化課、学校教育課、こども課）、市教機	—	市費					
市（文化課、都市整備課、観光交流課）	専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	実施設計	施工設計	施工設計	施工設計	施工設計
地域、市（文化課、観光交流課）、市関機、関係団体、民間事	市民	デジタル田園都市国家構想交付金、市費、地域負担金、市関機負担金、関係団体負担金、民間事負担金					
地域、市（文化課、観光交流課）、市関機、関係団体、民間事							
地域、市（文化課、都市整備課、観光交流課）、市関機、関係団体、民間事							
市	所有者等、地域、専機等、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	体制の充実				
			体制の検討				

②古代・中世に栄えた要衝区域—慶徳・塩川西部地区—

(1) 概要

会津盆地の北西部で阿賀川・濁川・田付川が合流し日本海へ向かう地点に位置しており、交通・物流の要衝となって古代・中世における本市の中心地として栄えてきた区域です。

①歴史的経緯：古墳時代から有力者の支配地が河川合流点に形成されてきた区域

古墳時代には、豪族居館であった古屋敷遺跡等が造営されました。平安時代には現在の慶徳町に新宮熊野神社が遷座、松野千光寺経塚が築かれ、聖域・墓域となっていました。鎌倉時代、当地の有力武士・新宮氏が築いたのが会津新宮城跡です。その後、室町時代には新宮氏を滅ぼし会津領主となった蘆名氏が駿河館等の城館を築き、各時代を通して有力者が支配する重要な土地でした。会津の御田植祭として指定されている慶徳稲荷神社の御田植祭は、豊作を祈願する行事として室町時代に始まり、江戸時代には、会津三十三観音が定められ、本区域にも第1番札所から第4番札所が置かれました。

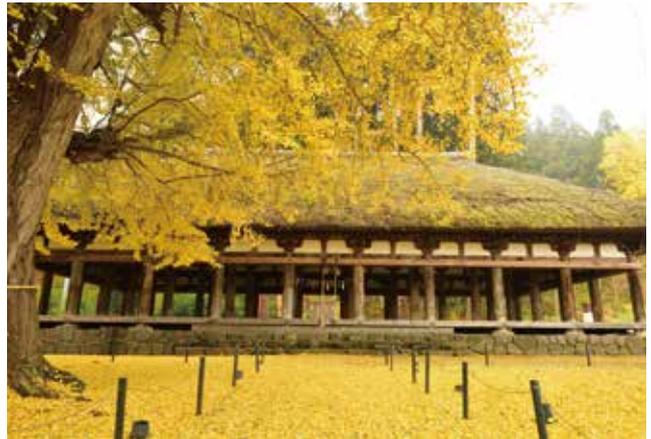


写真 6-2：熊野神社長床

②現況：市内で最も国指定文化財が集積し、保存団体の積極的な活動で保護される区域

現在、本区域には多くの遺跡や神社が河川沿いを中心に所在しており、本市において最も多くの国指定文化財が集積する区域です。「新宮地区重要文化財保存会」や「慶徳稲荷神社お田植まつり保存会」といった保存団体が、積極的に熊野神社長床や慶徳稲荷神社の御田植祭の保護活動を行っており、これらは「市観光振興ビジョン」においても、その保存と活用が施策として掲げられています。会津新宮城跡・古屋敷遺跡は保存管理計画がすでに策定されており、確実な保存・活用が望まれます。

(2) 歴史文化資源

図中番号	名称	文化財の体系図に基づく分類	指定等	主に示す歴史文化の特徴
1	沖舍利塔	民俗文化財(有形)	市指定	1 会津盆地“キタカタ”の出入口
2	古屋敷遺跡	記念物(遺跡)	国指定	
3	会津新宮城跡		市指定	
4	山崎横穴古墳群			
5	能力経塚及び経碑			
6	熊野神社の森	記念物(植物)	未指定(緑の文化財)	
7	稲荷神社のスギ			
8	灰塚山古墳	記念物(遺跡)	未指定	

図中 番号	名 称	文化財の体系図 に基づく分類	指 定 等	主に示す歴史 文化の特徴		
9	熊野神社長床	有形文化財 (建造物)	国指定	1 会津盆地“キタ カタ”の出入口 3 会津“北方” の信仰とくらし		
10	銅鉢	有形文化財 (工芸品)				
11	熊野神社本殿	有形文化財 (建造物)	県指定			
12	木造文殊菩薩騎獅像	有形文化財 (彫刻)				
13	熊野神社御神像					
14	木造薬師如来座像附木造十二 神将立像					
15	熊野山牛玉宝印版木および宝珠	有形文化財 (工芸品)				
16	銅製鰐口					
17	銅鐘（新宮熊野神社）					
18	大般若経附経櫃六合	有形文化財(典籍)	市指定			
19	木造如意輪観音坐像（新宮熊 野神社）	有形文化財 (彫刻)				
20	木造相撲力士像					
21	木造小動物像					
22	銅造阿弥陀如来立像					
23	木造狛犬					
24	木造相撲取像					
25	木造虚空蔵菩薩坐像（新宮熊 野神社）	有形文化財 (工芸品)				
26	熊野神社経筒					
27	鉄造阿弥陀如来及両脇侍坐像 懸仏					
28	鉄造三尊坐像懸仏	有形文化財 (建造物)	未指定（日本遺産）			
29	会津三十三観音 第1番札所 大木観音					
30	会津三十三観音 第2番札所 松野観音					
31	会津三十三観音 第3番札所 綾金観音					
32	会津三十三観音 第4番札所 高吉観音	民俗文化財(無形)	国指定	3 会津“北方” の信仰とくらし		
33	会津の御田植祭					
34	絵馬富士見西行図				民俗文化財 (有形)	市指定
35	慶徳稲荷神社農耕絵馬					
36	新宮熊野神社の大イチョウ	記念物(植物)	市指定			

※名称がゴシック体のものは、第1期での措置の対象を表します。

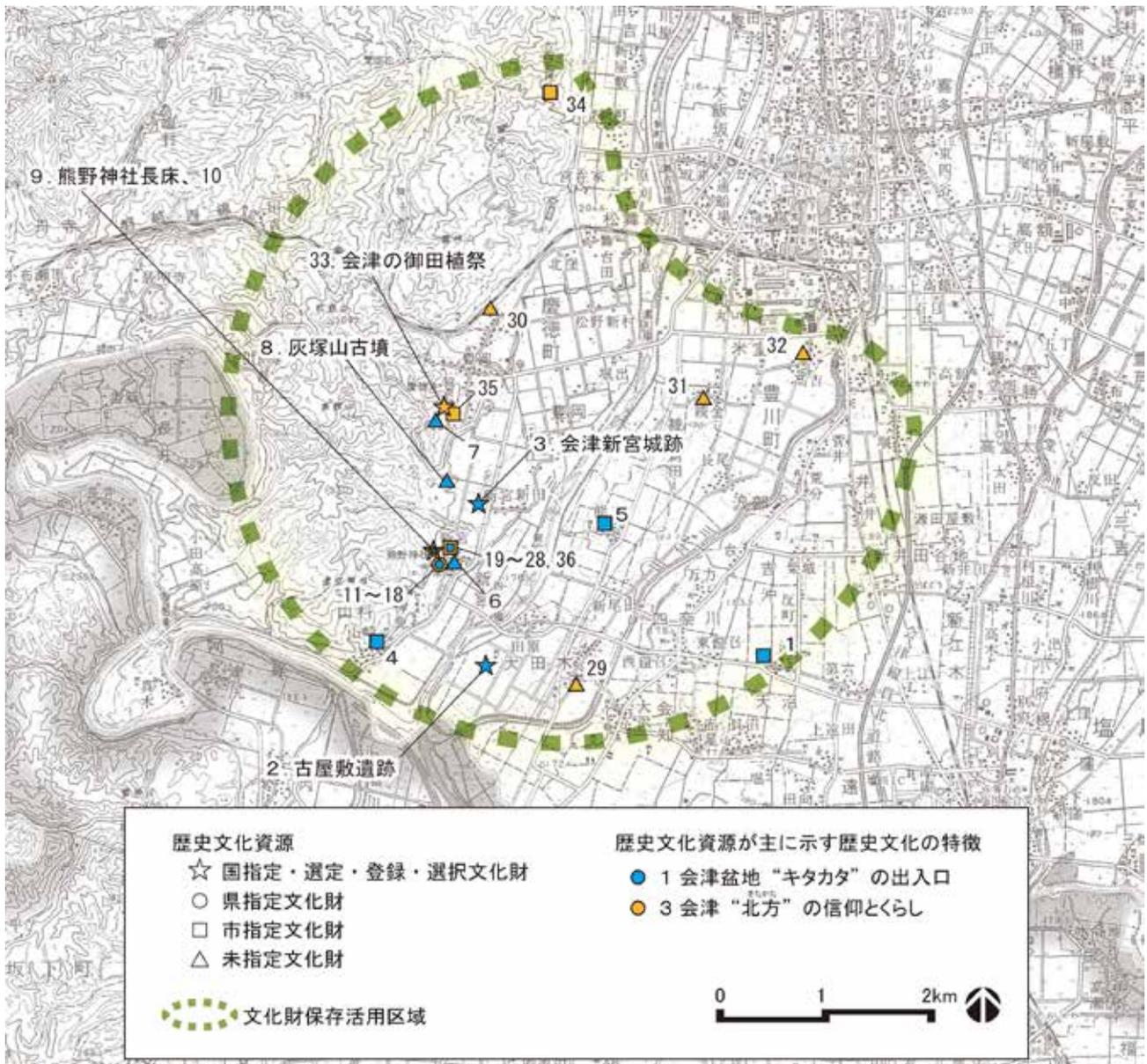


図 6-4 : ②古代・中世に栄えた要衝区域の歴史文化資源及び拠点施設位置図

(3) 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

本区域では、国指定文化財であり保存管理計画が策定されている会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の調査や整備の遅れ、同じく国指定文化財である熊野神社長床や慶徳稲荷神社の御田植祭の保存団体の連携の強化等が課題となっています。

①「まもる」に関する課題

- 1) 『国指定史跡会津新宮城跡・古屋敷遺跡保存管理計画書』（福島県喜多方市教育委員会、平成25年3月）の策定後、古屋敷遺跡については平成27年度（2015）～令和元年度（2019）の5年間で内容確認調査を実施しましたが、会津新宮城跡の調査は未着手となっています。
- 2) 熊野神社長床は、平安時代末期とされる建築年代や特徴的な建築様式から国宝指定の可能性も十分にある建造物であり、毎年差し茅も行っていますが、雨漏りが報告されています。
- 3) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会は御田植祭の保存と継承のため活動する団体ですが、活動資金が不足しています。
- 4) 指定等文化財をはじめとして、防災・防犯対策が取られていない歴史文化資源が多くあります。

②「いかす」に関する課題

- 5) 熊野神社長床の保存・管理を担う新宮地区重要文化財保存会は、ボランティアガイドによる来訪者への解説やパンフレットの作成等を行ってきましたが、より効果的な情報発信が必要です。
- 6) 慶徳稲荷神社の御田植祭の魅力を普及していく機会が不足しています。
- 7) 会津新宮城跡及び古屋敷遺跡は、『国指定史跡会津新宮城跡・古屋敷遺跡保存管理計画書』の策定後、史跡整備が行われていません。

③「つながる」に関する課題

- 8) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会は、継承者の不足により存続が危ぶまれています。
- 9) 新宮地区重要文化財保存会は、地域や関連団体との連携強化が不足しています。
- 10) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会は主に豊岡地区住民により構成されていますが、少子高齢化により構成人員の減少が懸念されています。また、慶徳稲荷神社の御田植祭には市立慶徳小学校児童の参加が不可欠ですが、児童数の減少により年々参加者の数が減少しています。
- 11) 新宮地区重要文化財保存会は主に新宮地区住民により構成されていますが、少子高齢化により構成人員の減少が懸念されています。

(4) 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」「1. 将来像」に示された市全体の将来像の実現に向け、本区域では、地域の特色である市内最多の国指定文化財の継承に重点を置くこととし、新宮地区重要文化財保存会や慶徳稲荷神社お田植まつり保存会といった保存団体と、継承者の育成が期待できる市内教育機関等との「つながり」を作るため、第1期の目標を以下のように定めます。

<2 古代・中世に栄えた要衝区域の目標>

国指定文化財の継承者を育成するための 保存団体や市内教育機関等の連携ネットワークづくり

また、本区域の課題を解決していくための方針を以下のように定めます。

①「まもる」に関する区域の方針

- ・調査・研究による会津新宮城跡の価値付けの深化
- ・既存の指定等制度による熊野神社長床、慶徳稲荷神社の御田植祭の保護の推進
- ・歴史文化資源の防災・防犯に関する体制の構築

②「いかす」に関する区域の方針

- ・熊野神社長床や慶徳稲荷神社の御田植祭の価値・魅力を伝える取組の強化、学習機会の創出
- ・会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の公開活用の促進と環境整備
- ・会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の観光活用拠点としての整備

③「つながる」に関する区域の方針

- ・慶徳稲荷神社お田植まつり保存会及び新宮地区重要文化財保存会の体制構築及び人材育成

(5) 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

第1期に本区域で実施する措置の内容、実施主体、財源、実施時期等は以下のとおりです。

表 6-4 : ②古代・中世に栄えた要衝区域で実施する措置一覧

分類	措置	内容
「まもる」	措置 1-2 詳細調査の実施	1) 会津新宮城跡の内容確認調査 会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の調査について検討する委員会等を設置し、『国指定史跡会津新宮城跡・古屋敷遺跡保存管理計画書』に基づいた会津新宮城跡の内容確認調査を実施します。
	措置 2-3 指定等文化財の保存修理	2) 熊野神社長床の屋根葺き替え修理 熊野神社長床の確実な保存のため、部分的な補修ではなく、全体的な屋根の葺き替え修理を行います。
	措置 2-4 無形の民俗文化財等の保存団体への支援	3) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会への支援 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会が御田植祭を保存・継承するために必要な財政的支援を行います。
	措置 3-9 防災・防犯体制の構築	4) 地域等が連携した防災・防犯体制の構築 市や地域、所有者等が連携して、歴史文化資源が地震や火災、盗難等から確実に守られるための消防訓練やパトロール、災害発生時の連絡に関する体制の構築等に取り組みます。
「いかす」	措置 4-3 情報の発信	5) 熊野神社長床に関する情報発信 県指定文化財である熊野神社本殿の三社とともに、新宮熊野神社のこれまでの調査・研究成果を公開し、地域が一体となって歴史文化資源のPRを行っていくとともに、新宮熊野神社で多数の文化財が所有されている強みをいかし、関係機関や教育機関と連携した文化財を学ぶ講習会・講座・授業等を実施します。
	措置 4-5 無形の民俗文化財の普及支援	6) 慶徳稲荷神社の御田植祭の普及 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会が、関連機関・団体や市内の無形の民俗文化財保護団体と意見交換や情報共有、発表を行う場を創出します。
	措置 4-6 調査・研究成果の公開	5) 熊野神社長床に関する情報発信（再掲）
		6) 慶徳稲荷神社の御田植祭の継承（再掲）
	措置 4-8 保存活用計画の策定	7) 会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の整備 会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の整備について検討する委員会等を設置し、『国指定史跡会津新宮城跡・古屋敷遺跡保存管理計画書』を見直し、保存活用計画及び整備基本計画の策定を行い、両計画に基づいた史跡整備を実施します。また、古屋敷遺跡との関連が指摘されている灰塚山古墳の保存・整備・活用についても検討します。
	措置 4-13 市関係機関との連携	5) 熊野神社長床に関する情報発信（再掲）
		6) 慶徳稲荷神社の御田植祭の継承（再掲）
	措置 4-14 市内教育機関との連携	5) 熊野神社長床に関する情報発信（再掲）
6) 慶徳稲荷神社の御田植祭の継承（再掲）		
措置 5-2 史跡整備	7) 会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の整備（再掲）	
「つながる」	措置 6-1 保存・活用体制の構築	8) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会の体制構築 慶徳稲荷神社の御田植祭の関連機関・団体への普及活動やそれらとの積極的な連携により、慶徳稲荷神社お田植まつり保存会の継承者を確保し、保存会を存続していくための体制を構築します。
		9) 新宮地区重要文化財保存会の体制構築 地域や関係団体とも役割分担し、新宮地区重要文化財保存会のこれまでの取組の維持と強化、課題解決のための体制を構築します。
	措置 6-3 専門人材の育成	10) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会の継承者育成 会津の御田植祭としてともに指定を受けている会津美里町や地域公民館、地元小学校といった関連機関・団体との連携を強化し、継承者を育成します。
11) 新宮地区重要文化財保存会の人材育成 新宮熊野神社に関する講座や講習会を実践の場として、文化財ガイド等の人材育成に取り組むとともに、若い世代の郷土愛を醸成し、新宮地区重要文化財保存会を継続するための人材を育成します。		

※「実施時期」に文言がない措置は、各年度の進め方を計画期間中に検討します。

実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
			R5	R6	R7	R8	R9
市（文化課）	専機等、専委等	国費、市費	調査準備	調査	調査	調査	調査
所有者等、市（文化課）	地域	国費、県費、市費、所有者等負担金		修理	修理	修理	
市（文化課）	市関機、市教機、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					
市（文化課、危機管理課、塩川総合支所）	所有者等、地域、市防機、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金	体制の検討				
市（文化課、観光交流課）、関係団体	所有者等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課）	所有者等、市関機、市教機	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					
市（文化課）	専機等、専委等	市費					
市（文化課）	専機等、専委等	市費					
市（文化課）	専機等、専委等	国費、市費					
市（文化課、生涯学習課、中央公民館）、市関機	—	市費、市関機負担金					
市（文化課、生涯学習課、中央公民館）、市関機	—	市費、市関機負担金					
市（文化課、学校教育課、こども課）、市教機	—	市費					
市（文化課、学校教育課、こども課）、市教機	—	市費					
市（文化課）	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費					
市（文化課）	所有者等、地域、市関機、市教機、専機等、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	体制の検討				
市	所有者等、地域、専機等、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	体制の検討				
市（文化課）	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課）	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					

③水運で賑わった河川と雄国山麓区域—塩川東部・熊倉地区—

(1) 概要

会津盆地東部の雄国山麓と日橋川や大塩川が阿賀川と合流する盆地床に位置しており、火山の噴火により形成されたカルデラ湖である雄国沼が、雄大な自然景観を生み出している区域です。



写真 6-3：藤権現遺跡

①歴史的経緯：縄文時代・古墳時代から遺跡群や寺院が雄国山麓と河川流域に造営されてきた区域

縄文時代の遺跡としては、常世原田遺跡・藤権現遺跡等が残されており、会津地方でも特に多様で貴重な遺跡が集中している区域となっています。古墳時代には雄国山麓に十九壇古墳群等の墳墓が造営されており、会津盆地における首長勢力の拠点の一つと考えられます。河川沿いには、鎌倉時代後期に作られた木造聖徳太子立像等の歴史文化資源を有する金川寺等の寺院も形成されました。江戸時代には米沢街道が本区域を通り、会津三十三観音の札所へ人々が訪れましたが、竹屋観音寺はその一つです。ここは阿賀川を利用した舟運と米沢街道によって、会津藩の物資輸送や交通の拠点となっていました。

②現況：市内で最も国指定文化財が集積し、保存団体の積極的な活動で保護される区域

現在、本区域の遺跡や寺院は、山麓と河川流域に分布しています。区域東側は、「磐梯朝日国立公園」の磐梯吾妻・猪苗代地域に指定されており、火山が造った大地の迫力ある景観や、大小の湖沼と森が織りなす変化に富んだ美しい景観が魅力です。西側は、米作り等の産業が生み出す雄国山麓の田園景観を一望できるスポットとして恋人坂等が人気であり、貴重な景観の効果的な活用が望まれています。また、JR磐越西線や国道121号が塩川町を通っており、交通の要所としての性格が引き継がれています。

(2) 歴史文化資源

図中番号	名称	文化財の体系図に基づく分類	指定等	主に示す歴史文化の特徴
1	別府の一里塚	記念物（遺跡）	県指定	1 会津盆地“キタカタ”の出入口
2	常世原田遺跡			
3	常世・竹花古墳		市指定	
4	十九壇古墳群			
5	大原遺跡			
6	深沢古墳			
7	藤権現遺跡		未指定	
8	御殿場	記念物（遺跡）	市指定	2 商いのまち“喜多方”
9	鑑ヶ城跡土塁			

図中 番号	名 称	文化財の体系図 に基づく分類	指 定 等	主に示す歴史 文化の特徴
10	木造如意輪観音坐像（観音寺）	有形文化財（彫刻）	県指定	3会津“北方” の信仰とくらし
11	木造聖徳太子立像（金川寺）			
12	竹屋観音堂	有形文化財（建造物）	市指定	
13	木造地藏菩薩立像	有形文化財（彫刻）		
14	駒形堰由来記	有形文化財（古文書）		
15	会津三十三観音 第7番札所 熊倉観音	有形文化財 （建造物）	未指定（日本遺産）	
16	会津三十三観音 第8番札所 竹屋観音			
17	会津三十三観音 第9番札所 遠田観音			
18	会津大念仏撰取講	民俗文化財（無形）	県指定	
19	布流遠藤家の供養碑	民俗文化財 （有形）	市指定	
20	布流高橋家の供養碑			
21	太田の供養碑			
22	下利根川石造供養塔			
23	上利根川石造供養塔			
24	駒形大明神碑			
25	駒形堰碑			
26	館稲荷神社農耕絵馬	民俗文化財（無形）		
27	会津念仏撰取講			
28	中ノ目念仏踊り			
29	中道地竹細工			
30	御清水	記念物（遺跡）	市指定	
31	弾正ヶ原			
32	戸隠神社の大イチョウ	記念物（植物）		
33	杓子ヶ入のメグスリノキ			
34	雄国隧道	有形文化財（建造物）	未指定（近代化産業遺産）	
35	竹屋観音のモミ	記念物（植物）	未指定（緑の文化財）	
36	南原堤の桜			
37	別府の一里塚のクヌギ			
38	大深沢ダムから望む雄国山麓	その他の文化財	未指定（喜多方市景観計画）	
39	雄国山麓からの会津盆地			
40	恋人坂からの会津盆地			
41	塩川のまち並み			

※名称がゴシック体のものは、第1期での措置の対象を表します。

※「指定等」欄に喜多方市景観計画と記載のあるものは、同計画に景観形成・保全対象として例示されている歴史文化資源を挙げています。



図 6-5 : ③水運で賑わった河川と雄国山麓区域の歴史文化資源及び拠点施設位置図

(3) 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

本区域では、全国でも珍しい縄文時代の墓域が発見された藤権現遺跡の調査が完了していないことや、竹屋観音寺及び金川寺といった寺院の公開活用が進んでいないこと等が課題となっています。

①「まもる」に関する課題

- 1) 藤権現遺跡は、令和2年度の発掘調査において縄文時代の墓域や土偶をはじめとした多数の遺物が出土しており、貴重な成果が得られていますが、調査が完了していません。
- 2) 指定等文化財をはじめとして、防災・防犯対策が取られていない歴史文化資源が多くあります。

②「いかす」に関する課題

- 3) 竹屋観音寺や金川寺は、多数の貴重な歴史文化資源を所有しており、周遊しやすい近距離にあるにも関わらず、案内板や駐車場等がなく、歴史文化資源の効果的な活用を行うことができていません。
- 4) 藤権現遺跡等、本区域の歴史文化資源の調査・研究成果に関する情報発信が不足しています。